

平成30年4月17日  
総合政策局  
海外プロジェクト推進課  
海事局海技課

**ロシアとの船員の海技資格の相互承認に関する協力覚書の署名を行いました  
～日本・ロシア 両国の船員の活躍の場が広がります～**

石井国土交通大臣は、平成30年4月16日（月）にロシア連邦ソコロフ運輸大臣と、互いの国が発給する船員の資格（海技資格）を相互に承認\*するための協力覚書に署名しました。

※海技資格の承認約束については、別紙1、2をご参照下さい。

船員（船舶職員）は、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）により、各国政府が発給する海技資格の証明書（海技免状）を保有することとされています。また、同条約では他国の政府が発給した海技資格を承認できるとされ、これにより、自国の船舶に外国人船員を乗船させることが可能です。

これにより、日本人船員にとってはロシア籍船での活躍の場が広がるとともに、世界第4位の船員供給国であるロシアの船員が我が国の外航船舶に乗り組むことが可能となり、我が国外航海運の国際競争力の強化につながることを期待されます。

①日時：4月16日（月）18：00～18：10

②署名者：石井 啓一 国土交通大臣（日本側）

ソコロフ、マクシム・ユーリエヴィッチ 運輸大臣（ロシア側）

③覚書の概要：

- 1) 日本及びロシアが発給した船舶職員の資格証明書について、当該証明書を有する者に対して必要な講習等を行ったうえで承認を行い、その証拠として裏書を発給する（これにより、我が国及びロシアの船員が双方の国の船舶に乗り組むことが可能となります）。
- 2) 日本及びロシアは、この約束の根拠となる STCW 条約に基づき実施される訓練、資格証明について重要な変更が生じたときは、互いに通知を行う。
- 3) この約束は5年間有効であり、互いに通告がなければ、自動的に更新される。

【問い合わせ先】 総合政策局海外プロジェクト推進課 三森、長津  
代表：03-5253-8111（内線：25912、25915）  
直通：03-5253-8818、FAX：03-5253-1562  
海事局海技課 宮西、青木  
代表：03-5253-8111（内線45336、45355）  
直通：03-5253-8655、FAX：03-5253-1646

## 海技資格の承認約束

### 1. 海技資格の承認約束とは何か

- (1) 航海士又は機関士の資格(海技資格)は、船員の資格等に関する国際条約(S T C W条約)に基づき船舶の旗国が発給することが原則。
- (2) 一方、条約では、各国は外国(締約国)の海事当局が発給した海技資格を承認できると規定しており、これにより、自国籍船に外国人船員を乗船させることが可能。
- (3) そのため、承認を行う事前に、承認を行うための手続き等を記載した約束をS T C W条約締約国との間で交わしておく必要がある。

### 2. 日本における海技資格の承認約束の必要性

- (1) 我が国における承認約束には2つのパターンがある。

① 我が国が外国(締約国)の海技資格を承認するためのもの(下図①)

- ・外航日本船舶の増加に伴い必要な外国人船員を日本籍船に乗船させることができる

② 外国(締約国)が日本の海技資格を承認するためのもの(下図②)

- ・外国籍の日本商船隊の船舶に、日本人船員を乗船させることができる

- (2) 現在、合計 28 か国[日本が外国資格を承認：16 か国、外国(締約国)が日本資格を承認：14 か国(うち相互承認は2 か国)]と承認約束を交わしている。

#### 図①

↓日本と外国(締約国)との間で締約国の海技資格を承認する約束が必要



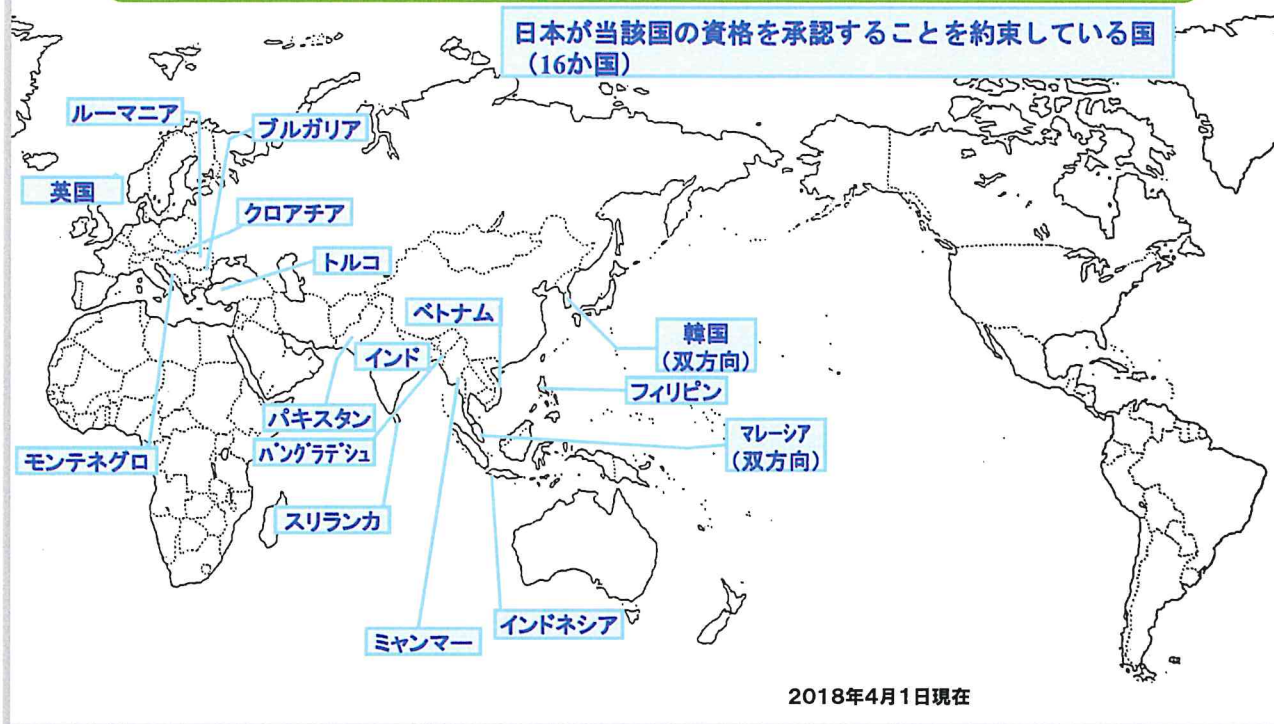
#### 図②

↓外国(締約国)と日本との間で日本の海技資格を承認する約束が必要





## STCW条約に基づく海技資格の承認約束締結国①



## STCW条約に基づく海技資格の承認約束締結国②

